

委託事業計画実施状況報告書（年度末実績見込み・12月12日現在）

- ◇事業名：令和7年度若年技能者人材育成支援等事業
◇提出者：鳥取県職業能力開発協会（鳥取県技能振興コーナー）
◇契約期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

実施要領	実施計画の内容	年度末見込み
地域技能振興コーナー事業		
1 事業の実施体制等		
(1) 地域技能振興コーナー <ol style="list-style-type: none">都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を中心とする業務として行うものとする。	<ol style="list-style-type: none">鳥取県職業能力開発協会に当コーナーを設置する。相談窓口では、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行い、併せてホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムの相談体制を構築する。連携会議は年2回開催し、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行う。コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	<ol style="list-style-type: none">設置した。詳細な事業計画を立案し的確な営業活動のもと事業を推進した。年度をとおしてリアルタイムで実施した。

<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>事業を実施する事務局体制は、次項「事務局体制」のとおり、技能競技大会、技能検定をはじめ職業能力開発分野の知識、経験が豊かな職員を配置する。</p> <p>【事務局の体制】◆下記のとおり</p> <pre> graph TD A["(全体責任) 専務理事・ 事務局長"] --> B["(総括担当) コーナー長"] B --> C["(業務担当) コーディネーター (非常勤)"] B --> D["(庶務・経理担当) 一般職員・事務補佐員"] </pre>	<p>・事業推進に関して左記組織構成のもとに業務を遂行した。</p>
--	---	------------------------------------

<p>2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。令和7年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続きを行う。</p>	<p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者の掘り起し等の情報収集を行う。</p> <p>認定登録目標数は「5名」とする。限られた登録者数となるため、職種を厳選した中でもものづくりマイスターの掘り起しを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続きを行う。</p>	<p>各技能士会・団体・組合等を積極的に巡回営業して登録依頼を行った結果、「10名」の推挙を受けて認定登録となった。登録職種の内訳は、「フラワー装飾」・「建築大工」・「建具製作」・「配管」・「広告美術仕上げ」の5職種であった。</p>
---	---	---

<p>する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。</p>		
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p>	<p>認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。また、実技指導等の前には活動条件等について文書による説明を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当者には文書配付並びに直接対面にて活動条件等の詳細内容を説明し指導技法等講習会を実施した。
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ</p> <p>ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書の記載方法等を含めて丁寧な指導を行い当協会が取りまとめて、センターに対して円滑な認定申請を行った。
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修</p> <p>コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。</p> <p>ア 年1回程度を目安に講義形式により実施する。実施時期を認定書授与後3ヶ月以内とし、年度内に修了認定者100%の指導体制を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の認定者の10名全員に対して9月に指導技法等講習会を3回実施し全員が受講終了した。併せてマイスター活動の注意事項や詳細事項を把握認識した上で活動を行った。

<p>イ 研修内容</p> <p>センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p> <p>なお、研修においては、受講者に怪我のないよう、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。</p> <p>また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。</p>	<p>イ 必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。</p>	<p>イ 指導技法等講習会の中で文書配付と共にしっかりと説明を行い注意喚起を行った。</p>
<p>ウ 交通費の負担</p> <p>指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して当協会旅費規程に基づき交通費を支給する。交通費の支払は、金融機関の口座への振込とする。</p>	<p>ウ 適正な経費処理を行った。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <p>第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p> <p>参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。</p>	<p>エ ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。参加するものづくりマイスターには、コーナーから謝金及び旅費を支払う。</p>	<p>エ 参加希望者がいなかった。</p>

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助</p> <p>イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助</p> <p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート</p>	<p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談援助を行う。</p> <p>イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや実技指導等の相談・援助を行う。</p> <p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネートをする。</p> <p>また、中小企業、業界団体、工業高校等学校及び学校、公民館・集会所等の公共施設の要請に応じて、ものづくりマイスター等の派遣を行う。なお、相談・援助に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 実技指導に限らず、座学等の講師とすることも考える。</p> <p>(イ) 中小企業事業主の負担軽減に資するものであるため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費については、比較的低廉な単価となるよう考える。</p>	<p>ア 適切に指導を行った。</p> <p>イ 適切に指導を行った。</p> <p>ウ 每月、積極的な営業活動を行った結果、市場ニーズに合致した実技指導講習会となった</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p>	<p>(注：左記欄①～③の類型ごとに派遣目標（人日）を定め、合計人日も記載すること。)</p>	<p>以下 見込みを含めて実績数値を記載。</p>

<p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p>	<p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業事業主へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標）</p> <p>(ア) 企業数（中小企業）：4社 (イ) 受講者延べ人数：43名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：29人日（ものづくりマイスター活動数）</p> <p>② 業界団体へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標）</p> <p>(ア) 団体・組合数：11団体・組合 (イ) 受講者延べ人数：294名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：86人日（ものづくりマイスター活動数）</p> <p>③ 工業高校等学校へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標）</p> <p>(ア) 学校数：6校 (イ) 受講者延べ人数：406名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：75人日（ものづくりマイスター活動数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成 (ア) : 5社 (イ) : 109人 (ウ) : 89人 <ul style="list-style-type: none"> ・目標未達 (ア) : 10団体 (イ) : 254人 (ウ) : 58人 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね目標達成 (ア) : 6校 (イ) : 324人 (ウ) : 77人
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>(注：左記欄のア～ウごとに派遣目標（人日）を定め記載すること。エは大会が開催される県のみ記載すること。)</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信はサポステ～協力要請あった際は可能な限り協力する。</p> <p>イ 小中学校の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信の実施。</p> <p>(ア) 学校数：7校 (イ) 受講者延べ人数：237名</p>	<p>ア 協力要請なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成 (ア) : 14校 (イ) : 428人

<p>ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における「ものづくりの魅力」発信</p> <p>エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>(ウ) マイスター派遣延べ人日：48人日</p> <p>ウ 公民館・集会場所等の公共施設にマイスターを派遣する。</p> <p>(ア) 施設数：1施設</p> <p>(イ) 受講者延べ人数：20名</p> <p>(ウ) マイスター派遣延べ人日：5人日</p> <p>(エ) 該当なし</p>	<p>(ウ) 77人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成 <p>(ア) 3施設</p> <p>(イ) 51人</p> <p>(ウ) 7人</p> <p>(エ) 該当なし</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>熟練技能者による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業実施に向けて、可能な限り努力し若年技能者の育成に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
<p>4 地域における技能振興事業の実施</p>		
<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>都道府県協会が独自の選考基準にて推薦する職種の内、次の職種について令和7年度の技能五輪全国大会の予選大会として、参加手数料を徴収して実施する。</p> <p>(ア) 対象地域は鳥取県とし、鳥取県内の高等学校・職業能力開発施設に在学中の学生または企業等に就業している者とする。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会と共同実施する。</p>	<p>ア 鳥取県で実施した。</p> <p>(ア) 鳥取県鳥取湖陵高等学校で実施した。</p> <p>(イ) 当協会と共同実施した。</p>

<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p> <p>b 予選会の参加手数料の徴収</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参照して定めること。</p> <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> <p>コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。</p>	<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 実施職種（3職種）：造園・日本調理・建築大工</p> <p>◇開催時期：令和7年10月予定</p> <p>◇参加予定人数：10名程度</p> <p>b 予選参加者から、参加手数料を徴収する。</p> <p>◇参加手数料</p> <p>◇在校生：3,100円（一人あたり）</p> <p>◇在職者：9,200円（一人あたり）</p> <p>イ 当コーナーは技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。</p> <p>(ア) 第63回技能五輪全国大会</p> <p>◇中小企業・学校等</p> <p>a 参加職種（4職種）：造園（1名）・日本調理（3名）・建築大工（1名）・とび（1名）</p> <p>*（）内は参加予定人数</p> <p>b 参加予定人数：選手6名・指導者5名</p> <p>(イ) 第20回若年者ものづくり競技大会</p> <p>◇教育訓練機関</p> <p>a 参加職種（3職種）：造園（2名）・木材加工（2名）・電子回路組立て（1名）</p> <p>*（）内は参加予定人数</p>	<p>(ウ)</p> <p>a：造園1職種実施</p> <p>◇令和7年11月1日（土）に実施した。◇参加者は2名（智頭農林高校と鳥取湖陵高校各1名）</p> <p>◇左記金額を徴収した。</p> <p>a 参加職種：造園2名・日本調理1名</p> <p>b 造園：選手2名・指導者1名 日本調理：選手1名</p> <p>a 参加職種：造園1職種</p>
---	---	---

	b 参加予定人数:選手 5 名・指導者 5 名	b 参加者:造園選手 2 名・指導者 2 名
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 7 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	具体的には、令和 7 年度の被表彰者の紹介コンテンツの内、被表彰者のプロフィール（入職のきっかけ等）、仕事に対する思い（やりがいや苦労したこと）、これから入職する若者に伝えたいこと及び写真（作品及び作業風景）について、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出する。1 名の該当者に対応する。	・該当者なし
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーケ事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	両事業とも現在まで未登録であり、該当事項なし。	・該当事項なし

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	当コーナーは都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し運営する。 <連携会議構成委員> ①鳥取労働局 ②鳥取県商工労働部 ③鳥取県教育委員会 ④鳥取県中小企業団体中央会 ④ 鳥取県技能士会連合会 以上 5 団体で構成する。	・5 団体で構成し実施した。
--	--	----------------

<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間 2 回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>当コーナーでは以下のとおりとする。</p> <p>◆第 1 回（6 月開催） 令和 7 年度の契約内容及び前年度との差異項目等の説明を行った中で、本年度の事業推進計画を示し適切な助言や指導を頂き、より効果のある事業推進内容を決定する。</p> <p>◆第 2 回（12 月開催） 令和 7 年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善検討事項等のとりまとめを行う。</p>	<p>◆1 回目は 6 月 18 日に実施した。</p> <p>◆2 回目は 12 月 16 日に実施した。</p>
<p>(3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育</p> <p>（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。</p> <p>前述の連携会議によるほか、5 月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討すること。</p>	<p>当コーナーは 5 月上旬に労働局を訪問し「職業意識形成事業支援事業」の担当者と入念な打合わせを行い、双方事業のスマートな運営を目的とした推進施策を模索し実行していく。</p>	<p>・高校生の職場体験実習として造園職種で 3 名が 3 回のコースで 9 月に実施した。</p>
<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p>		
<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p>	<p>本事業に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本事業に係る情報を外部に漏らすことがないよう情報を適正に管理する。</p> <p>(1) メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCC を TO、CC 送付 ① 宛先が BCC なのかをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。</p>	<p>・適正に管理し実施した。</p>

	<p>ウ 誤情報送付</p> <p>① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。</p> <p>② 要機密情報を暗号化する。</p> <p>③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。 (メールの使い回しをしない。)</p> <p>(2) FAX 先誤り</p> <p>① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。</p> <p>② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。</p> <p>③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。</p> <p>(3) 郵送誤り</p> <p>宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(4) 手渡し誤り</p> <p>手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(5) 誤アップロード</p> <p>アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(6) その他</p> <p>(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p> <p>(7) 委託者への速やかな報告</p> <p>情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に管理し実施した。
--	--	--